0 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第六十二号)

四〜十 (略) 書をいう。 書をいう。 以下同じ。)に規定する外国会社内部統制報告	おいて準用する法第二十四条第八項(法第二十七条において準用三の二 外国会社内部統制報告書 法第二十四条の四の四第六項に一〜三 (略)	この府令において、	第五章 雑則 (第十八条—第二十一条) 第五章 雑則 (第十八条—第二十一条) 第二章 財務報告に係る内部統制の監査 (第六条—第十条) 第二章 財務報告に係る内部統制の監査 (第六条—第十条) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	改正案
四~十 (略)	(新設) (新設) 号に定めるところによる。	この府令において、	第五章 雑則 (第十四条—第十七条) 第五章 雑則 (第十四条—第十七条) 第二章 財務報告に係る内部統制の監査 (第六条—第十条) 第二章 財務報告に係る内部統制の監査 (第六条—第十条) 第五章 総則 (第一条—第三条)	現行

(内部統制報告書の記載事項) 第四条 (略) (新設)	(内部統制報告書の記載事項) (内部統制報告書の記載事項) 第四条 (略) 第一 内部統制報告書に記載された代表者が当該内部統制報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理方の権限を付与したことを証する者であることを証する書面出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面とお外国会社内部統制報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面と対の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面と対の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面と対の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面と対の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面と対の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面と対の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面と対の行為につき、当該書面と添付と対した。
	る書類を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であって、こ第八項の規定による外国会社内部統制報告書又はこれらの訂正に係
(新設)	内部統制報告書若しくは同条第六項において準用する法第二十四条第三条の二 外国会社は、法第二十四条の四の四第一項の規定による(外国会社の代理人)

することを 部統制報告書等をいう。 公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とす 四の四第六項において準用する法第二十四条第八項に規定する内 その用語 )に代えて外国会社内部統制報告書を提出 様式及び作成方法に照らし、 金融庁長官が

(外国会社 .内部統制報告書の提出等)

第十五条 書類をいう。 外国会社は、 務局長に提出しなければならない。 四条の四の四第六項において準用する法第二十四条第九項 条第八項の規定により外国会社内部統制報告書を提出しようとする 十七条において準用する場合を含む。 法第二十四条の四の四第六項において準用する法第二十四 第十七条第二項第一号において同じ。 外国会社内部統制報告書及びその補足書類 以下同じ。 )三通を関東財 に規定する補足 (法第二十 (法第二

2 相当する事項とする。 項に規定する外国会社内部統制報告書に記載されている事項のうち めるものは、 公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定 法第二十四条の四の四第六項において準用する法第二十四条第九 第二号様式のうち次に掲げる項目に記載すべき事項に

財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項

三二  $\omega$ 評価結果に関する事項.

2

評価の範囲

基準日及び評価手続に関する事項」

兀 付記事項\_

#### H [5 特記事項]

- 相当する事項を日本語によって記載したもの一外国会社内部統制報告書に関し、第十三条各号に掲げる事項に
- に相当する外国会社内部統制報告書の記載事項との対照表二 第二号様式による内部統制報告書に記載すべき事項と当該事項
- する事項を日本語によって記載したもの三金融庁長官が公益又は投資者保護の観点から必要と認めて指示
- 五 当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該外国会社内である書面である。 お続制報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証明が制報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証明を 対国会社内部統制報告書に記載された代表者が当該外国会社内
- 理する権限を付与したことを証する書面部統制報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代五当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該外国会社内

# 六 第三号様式により作成した書面

載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。 前項第四号及び第五号に掲げる書類が日本語又は英語によって記

# (外国会社訂正報告書の提出要件)

する場合を含む。次条第二項において同じ。)において準用する法界十六条 法第二十四条の四の五第三項(法第二十七条において準用

(新設)

資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。 訂正報告書をいう。 訂正報告書に代えて外国会社訂正報告書 第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、 その用語、 様式及び作成方法に照らし、 次条第 項において同じ。 (同項に規定する外国会社 金融庁長官が公益又は投 を提出することを 外国会社が

## (外国会社訂正報告書の提出等)

の規定は、外国会社が外国会社訂正報告書を提出する場合について第十七条 第十五条第一項及び第三項(第六号に係る部分に限る。)

項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項を日2 法第二十四条の四の五第三項において準用する法第二十四条第九準用する。

一 訂正の対象となる内部統制報告書及びその補足書類の提出日本語によって記載したものとする。

二訂正の理由

三 訂正の箇所及び訂正の内容

## 第十八条·第十九条 (略)

加して記載するものとする。

二 第十八条の規定を適用しないで作成する場合との主要な相違点

(新設)

## 第十四条·第十五条 (略)

| 加して記載するものとする。| 第十六条 第十四条の規定による内部統制報告書には、次の事項を追

一 (略)

| 第十四条の規定を適用しないで作成する場合との主要な相違点

第二十一条 作成する場合には、当該会社の作成する内部統制報告書に対して実 統制の監査に関する基準及び慣行に従って実施することができる。 き、米国における一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部 施される監査証明は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除 る連結財務諸表提出会社が第十八条の規定により内部統制報告書を (略) 米国式連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録してい

> 第十七条 米国式連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している 制の監査に関する基準及び慣行に従って実施することができる。 される監査証明は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き 成する場合には、当該会社の作成する内部統制報告書に対して実施 連結財務諸表提出会社が第十四条の規定により内部統制報告書を作 米国における一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統

(略)

2

				Ţ	=
改	正	案		現	行
第三号様式			(新設)		
【表紙】					
【提出書類】	外国会社内部統制報告書	8統制報告書			
【提出先】	関東財務局長	ΜIII			
【提出日】	平成 年 月				
【会社名】	•				
【代表者の役職氏名】					
【最高財務責任者の役職氏名】	•				
【代理人の氏名又は名称】					
【代理人の住所又は所在地】					
【電話番号】					
【縦覧に供する場所】	名称				
	(所在地)				
第一日様子の注意)					